

公益社団法人会津若松市シルバー人材センター 令和5年度 事業計画

I 基本方針

我が国においては、少子高齢化と人口減少社会の中で社会の活力を維持し持続可能な社会を実現していくことが求められています。また、雇用情勢及び社会経済活動は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による悪化が続き大変厳しい状況となっています。

県内の景気においては、震災から12年が経過し穏やかに持ち直していましたが、コロナウイルス感染拡大に伴い、シルバー人材センター事業においても会員数の減少や契約金額が減少するなど影響を及ぼしています。

こうした情勢の中、今後も急速に少子高齢化が進み、生産年齢人口は減少すると推計されます。高齢者の就業拡大は労働力不足の緩和や年金財政の安定化等のメリットが大きく、シルバー人材センターにその推進が求められています。しかし、定年制の廃止や継続雇用制度の導入、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とするなどのため、新入会員が高年齢化しています。このためセンターでは、高齢者が働きやすい就業環境や就業条件について地域の特色や実情を踏まえた検討と、就業機会の取り組み強化が特に必要となっています。

センターが地域の様々な需要に応え存在意義を高め、積極的にセンターの事業を行うためには会員の増強が急務であります。特に高齢者人口の割合の高い女性の入会促進を図り、女性にとってより魅力的なセンターとなるためには環境整備をし、併せて新規入会会員数の拡充及び退会会員の抑制のための活動を行っていく必要があります。

センターでは、多様な就業ニーズに応じた雇用・就業機会の確保に努め、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進により、活力ある地域社会づくりに寄与してまいります。「自主・自立、共働・共助」の理念のもとセンター会員としての帰属意識を高め、誇りを持って就業に努めてまいります。また、令和5年10月に施行される消費税制度の適格請求書等保存方式「インボイス制度」は運営上の大きな課題となり、的確に対応していく必要があります。

そのほか安全・適正就業対策推進委員会で策定される基本計画を基に、安全就業、健康管理及び交通安全に取り組み、会員が安心して働ける環境整備に努めます。

これらの目標実現のために、関係機関との連携を図りながら役職員はじめ会員が一丸となり魅力的な団体となるよう以下の事業を推進してまいります。

今年度の重点項目

- 1 事業普及啓発の促進及び会員の増強
 - ・新入会員説明会の開催(女性会員の入会促進)
 - ・退会者の減少に努める

- 2 就業機会の提供拡大
 - ・各種媒体による情報発信
- 3 安全・適正就業の徹底
 - ・事故撲滅事故発生件数0件
- 4 センター組織の充実
 - ・各委員会等の活性化
 - ・事務局体制の強化
 - ・自主財源の確保

II 事業目標値

| | |
|-----------|-----------|
| (1) 会員数 | 534名 |
| (2) 受託件数 | 5,500件 |
| 派遣件数 | 50件 |
| 職業紹介件数 | 1件 |
| (3) 契約金額 | 2億4,000万円 |
| 派遣契約金額 | 2,300万円 |
| 職業紹介金額 | 30万円 |
| (4) 就業延人数 | 56,000人日 |
| (5) 就業率 | 90% |

III 事業実施計画

1 就業開拓提供事業

高年齢者自らがこれまでに培ってきた職業的能力や経験を生かしながら下記の各事業等に各会員が希望に応じた雇用・就業機会が得られるよう開拓に努めまた、就業を通じて生きがいと地域に貢献する喜びを共感できるような事業の促進を図ります。

(1) 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

① 受託事業

公共団体、企業及び一般家庭等から受託した業務に、就業を希望する会員に請負又は委任により提供することにより地域社会に貢献します。

○新規発注者の開拓、既発注者の掘り起こし

○ホワイトカラー職種の拡大

○女性会員のニーズ(福祉・家事援助サービス事業)に合致した就業分野の拡大

② 独自事業

新たな事業の検討

(2) 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

① 労働者派遣事業（シルバー派遣事業）

公益社団法人福島県シルバー人材センター連合会が派遣元となり、当センターが実施事業所として行います。受託事業（請負・委任）になじまない発注に対し、積極的に活用して会員の就業機会の拡大及び適正就業に努めます。

○人手不足分野等の開拓、マッチングに取り組む

○就業開拓等による新たな就業機会の提供

② 職業紹介事業

就業機会の拡大と適正就業を推進するため、請負及び委託等の働き方でなく、雇用関係を希望する60才以上の市民の方に対して職業相談を行い紹介に努めます。

(3) 会員の拡大

会員の拡大は、シルバー人材センター事業の機能の強化のための土台となるものであり、その存在意義、社会評価につながるものであることから重点事項として取り組みます。また、「高齢法」の改正により、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされ、今後の新規入会者の中心的年齢層は70歳代になることが予想されることから、団塊の世代の入会を促進します。

① 入会の促進

○毎月第2、第4金曜日の新入会員説明会の情報発信

○女性会員の入会促進

○ハローワークとの連携

② 退会の抑制

○特別会員制度の活用

○未就業者の現況把握

2 相談事業

仕事と就業希望会員のミスマッチの解消に努め、シルバー人材センターの仕組み等についての入会説明会開催（月2回）や就業等に関する相談を実施するとともに、入会説明会後入会していない方へのフォローアップや入会后シルバー事業について不明な点や事業内容に疑問がある場合は詳細に説明してそれらの解消に努めます。

3 安全・適正就業推進事業

- (1) シルバー人材センター事業において「安全・安心な事業」の展開を図ることは、シルバー事業遂行の根幹であり、安全対策のなご一層の推進に努めます。そのためには、会員自身が健康管理や安全就業に対する心構えを持つとともに、センターが次のような安全に働くための研修や情報の提供を地区安全推進員と共に行って、会員の安全意識の高揚に努めます。

- ① 安全・適正就業推進委員会の開催
 - ② 安全就業を達成するため定期的な巡回、安全就業の指導、啓発
 - 事故を起こさない、怪我をしないための方策
 - 就業時の一声運動
 - ③ 安全講習会の開催
 - ④ 健康維持増進のため、検診情報やその受診の奨励
 - 新型コロナウイルス感染対策防止対策の継続
 - ⑤ 安全就業推進月間活動(7月)
 - ⑥ 交通安全対策
- (2) シルバー人材センターが行う事業(請負、委託、委任、派遣、職業紹介)を適正に実施するため、「適正就業ガイドライン」を踏まえ就業の基本が行われているかを検証いたします。
- ① ローテーション就業の推進及びワークシェアリングの徹底
 - ② 派遣事業への移行
 - ③ 適正就業のための研修会の開催

4 普及啓発活動事業

シルバー人材センター事業の趣旨やシステムについて、地域の方々へ正しい理解とPRを行うため、多くの会員が参加して奉仕活動等を実施するとともに、地域班ごとの地域に根ざしたボランティア活動を通して、センター事業の普及啓発に努めます。また、関係機関と連携をとりながら入会促進を強化し、理念の浸透を図ります。

- ① センター会報「はつらつ」の定期的発行並びに市広報紙等への掲載
- ② 普及啓発促進月間(10月)の広報活動
- ③ 役職員、会員が事業所を訪問して普及啓発や就業開拓、求人開拓
- ④ ボランティア活動の実施
- ⑤ 年間を通してのリーフレット配布活動
- ⑥ ホームページの活用
- ⑦ 会員のデジタル利用の促進

5 調査研究事業

高齢者の就業に関する具体的な問題点を調査研究し、その情報を会員や発注者に提供して事業の適切な運営に努めます。事業所及び関係機関と連携し、新規事業の開拓を進めます。また、役職員が先進地の取り組み状況を視察し、好事例等の導入について検討します。さらに、会員相互の融和を図り親睦交流が行える楽しいセンターづくりを行い会員の増強や事業の拡大につなげられるよう取り組みます。

- ① 各センター事業実績の収集と活用
- ② 各センター先進事例の収集と活用

6 訓練研修事業

会員や地域の高年齢者が就業に必要な知識・技能・マナーを習得して、就業の機会及び会員の増大に繋げ、発注者の期待に添えるようスキルアップに努めます。また後継者の育成を図るために各種研修会等を開催します。

- ① 庭木、植木、関係講習会
- ② 福祉・家事援助関係研修会
- ③ 県連合会主催研修会
- ④ その他必要と思われる分野の講習会

IV 法人管理運営

1 法令遵守（コンプライアンス）及び内部統治（ガバナンス）に基づく運営管理
公益法人として健全な透明性（情報開示）の高い運営と法令・定款・内部規程を遵守した運営管理の強化を図ります。

2 諸会議の開催

維持管理及び事業運営の執行に関して必要な会議を開催します。

定時総会

理事会

3 外部監査の実施

公益法人として、会計処理の適正実施を維持させるため、年2回の税理士事務所による会計監査の実施をします。